

令和5年度 事業計画書

□基本方針

一般財団法人大阪府みどり公社(以下「公社」という。)は、地域社会と調和のとれた農業の振興、及び地球環境の保全と自然環境の回復、並びに良好な生活環境の保全等をめざし、

- ① 大阪の農業の振興と農空間の保全、担い手の確保のための農地関連事業の展開
- ② 安全安心に配慮した魅力ある府民の森の運営管理
- ③ パリ協定を踏まえた地球温暖化防止のための取組み
- ④ 森林の有する公益的機能を支えるための市町村への技術支援等の取組み

を柱に、各般の事業を推進している。

事業推進に当たっては、従来の公益法人から一般財団法人に移行する際に認可を受けた公益目的支出計画を着実に遂行するため、各事業分野の中期的事業展開の方向と目標を設定した、中期経営計画(令和3年度～7年度)に沿って着実に実施する。その際、国や大阪府の事業制度の変更・拡充に迅速かつ柔軟に対応し、より効果的かつ効率的な事業実施に努める。

令和5年度は、引き続きSDGs及びESGの観点も踏まえ、各分野において以下のことを基本に、事業を展開する。

農政分野においては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(以下「農地中間管理法」という。)に基づく農地中間管理事業について、府、市町村等の関係機関と一体となり、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画(以下「地域計画」という。)の実現に努めると共に、大阪農業の成長産業化の中軸を担う農業者の育成と確保の一環として、昨年度に設置された「農業経営・就農支援センター」のうち、経営支援に関する業務の運営を引き続き行う。

自然環境保全分野では、引き続き大阪府民の森南河内地区(ちはや園地)と大阪府立金剛登山道駐車場の指定管理業務(令和5年度～令和9年度)を受託することとなった。これまで同様、利用者の安全と安心を最優先に管理運営に努めると共に、ポストコロナを見据え、新たな利用促進にも取り組む。

環境分野では、パリ協定で定める目標等を踏まえ、2050年までのカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、家庭及び事業者における積極的な取組みを誘発できるよう事業を実施する。

林政分野では、森林経営管理制度や森林環境譲与税の譲与により、市町村が行う森林整備及び木材利用の取組みが円滑かつ確実に実施されるよう、引き続き森林整備・木材利用促進支援センターとして技術支援を行う。

また、「大阪府気候変動対策の推進に関する条例(以下「気候変動対策条例」という。)」に基づく指針の改正により、新たに創設された「大阪府 CO₂森林吸収量・木材固定量認証制度(以下「CO₂認証制度」という。)」に基づく認証機関として指定を受けることとなり、制度の周知や認証業務を行う。

法人の運営全般では、引き続き各事業分野における委託料及び補助金等の確保と、自然環境

保全及び環境の両分野での収益事業の拡大等に取り組み、公社経営の安定化を図る。また、公社の有する自然環境保全分野に関するノウハウを発揮できるような指定管理業務の獲得を引き続き目指す。

□事業概要

I 農政分野



1 農地中間管理事業等農地関連事業（実施事業等会計1）

大阪府では、農業従事者の高齢化や担い手不足、また農地の遊休化が大きな課題となっている。公社は、農地中間管理機構として、大阪府の都市農業・農空間条例やおおさか農政アクションプランを踏まえると共に、今後市町村が策定を進める地域計画の実現に向け、大阪府及び関係機関と連携して、担い手への農地の集積及び集約による経営基盤の安定・強化を推進する。

(1) 農地中間管理事業

① 事業推進方針

これまで市町村が行っていた農地の貸借が、法改正により、令和6年度末に廃止され、農地中間管理法に基づく貸借に統合されると共に、これまで公社が行ってきた貸手・借手のマッチングは市町村や農業委員会が行うことになり、公社は地域計画区域内の農地貸借手続きを重点的に行うこととなった。

そのため、貸借件数の大幅な増加や役割の変更に的確に対応できるよう、市町村や農業委員会等の関係機関と新たな役割分担に基づく貸借手続きを早期に構築すると共に、事業の推進に当たっては、関係機関との連携をより一層強化し、業務の重点化と効率化を更に進める。

② 事業目標

昨年度は、認定農業者や新規就農者等への新規貸借及び更新を26.4ha、府等の関係機関と連携した面的な取組みによる農地貸借を26.4ha実施し、府域全体で52.8haの実績となる見込みである。本年度は、引き続き、新規の貸借及び更新を始め、近年効果の上がっている府等の関係機関と連携した面的な取組みにより、昨年度を上回る53.0ha以上を目標として実施する。

③ 重点対象地区

農地の面的整備事業について取り組んでいる地区の他、取組みの機運が高まっている地区や地域計画の策定等に向け、地域の将来像について話し合いを進めている地区において、農地中間管理事業の導入が図れるよう重点的に取り組む。

④ 地域への働きかけ

重点対象地区を中心に、農地中間管理事業の着実な実施や制度の理解促進に向け、中期経営計画の目標である48回を上回る50回以上を目標に地域への働きかけを行う。

⑤ 農地中間管理権を取得した農地の適正管理

農地中間管理権を取得した農地については、市町村や地元組織等と連携し、適正に保全管理を行う。

(2) 農業経営・就農支援センター(経営支援部門)

経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営が展開できるよう、農業所得の向上や農業経営の法人化、規模拡大などの多様な経営上の課題解決に向け、きめ細かな相談に応じると共に、多種多様な専門家の派遣による指導を行う。

この事業の対象は、大阪府が決定する重点支援農業者であり、本年度の目標を50名とする。支援内容については、公社と大阪府やJA等で構成する部会での協議を経て決定する。

さらに、企業が農業分野への参入を検討する際の相談に応じると共に、参入後の経営課題の克服が出来るよう伴走支援も行う。

II 自然環境保全分野



1 大阪府民の森管理運営事業 (実施事業等会計2)

大阪府では、都市近郊にある自然資源を活用した施設を設置・運営し、府民が樹木や野草などの自然に触れ、ゆとりや癒しを実感できる機会を増し、府民の自然環境保全に対する理解を深める施策を展開している。

これらの施策の拠点として整備された「大阪府民の森」の一部である、南河内地区(ちはや園地)及び大阪府立金剛登山道駐車場について、公社と大阪府森林組合が共同事業体として、令和5年度から5年間の指定管理事業を実施する。

管理運営に当たっては、来園者の安全確保を最優先に、さらなる利便性と魅力の向上を図る。

園地名	面積(ha)	主要施設	所在地
ちはや園地	13	キャンプ・バーベキュー場 星と自然のミュージアム 等	千早赤阪村
金剛登山道 駐車場	3.3	駐車場、公衆トイレ 各2か所	千早赤阪村

(1) 安全で快適な施設管理

府民の森の管理運営に当たっては、施設や設備の不具合が園地利用者の事故の原因となることがないように、毎日の点検や定期点検を確実に実施し、事故や破損が発生する前に補修

や修繕、安全対策措置を講じ、安全と安心を最優先に取り組む。

① 施設の点検とパトロールの実施等

案内所等の木造施設、管理道等の基盤施設、給水施設の機械設備等は、既に設置後40年近くが経過しており、劣化や老朽化が顕著になっている。このため、一斉施設点検を年2回実施すると共に、日常の点検及びパトロールにより、不具合を発見した場合、修繕が可能なものは園地職員が速やかに実施すると共に、専門技術を必要とする場合は安全措置を講じた上で、専門業者に依頼する等利用者の安全と快適な利用の確保を最優先とする。また、掲示板等により、利用上の安全情報を適宜提供する。

② 大阪府との情報共有等

上記点検結果は、常に大阪府と情報共有し、劣化が顕著な施設や安全性に懸念のある施設については、協議・調整・役割分担の上、府が行う対策は、早期に実施されるよう要請する。

③ ナラ枯れ被害対策

南河内地区のナラ枯れ被害は、これまでの対策により減少傾向にあるものの、被害の終息には至っていない。このため、8月にナラ枯れ被害木調査を実施し、利用者の多い管理道、園路、広場等の危険木対策に引き続き取り組む。

(2) 新たな利用の促進

園地の開園日を、これまでの「火曜日以外開園」から令和5年度以降は「毎日開園(年末年始除く)」に拡大することにより、新たな誘客につなげる。

また、ちはや園地内の星と自然のミュージアム、ログハウス休憩所等の施設は、金剛登山者に対して、安全情報の提供、休憩場所、水や食料の補給ポイントなどの機能を担っており、開園日の拡大は、安全・安心機能の向上にも寄与するものである。

(3) 魅力ある府民の森の運営

誰もが快適に楽しく利用できる園地運営を目指し、利用者サービスの向上や魅力ある自然体験イベントを実施する。

① 自然体験イベントの実施と情報の発信

ちはや園地では、星空観測や自然素材を使った工作、野鳥や植物、昆虫の観察など多様なイベントやプログラムをボランティアの協力を得ながら実施する。また、天体観望会のZoom配信などの取組みを行う。

さらに府民の森を主な活動の場としている非営利活動法人日本パークレンジャー協会と共に、子どもから大人まで参加できる多様なプログラムを提供し、府民の森の魅力づくりに努める。

② 府民の森の情報発信と積極的なPR

野草の開花や生きものなどの自然情報、イベントやアクセス情報を、SNS等によりタイムリーに発信すると共に、チラシ、WEB等の多様な広報媒体を活用し、園地の魅力を広く府民に発信する。SNSのフォロワー数等については、前年度実績に対して60人以上増加させることを目標とする。

2 大阪府民の森等直営事業（その他会計2）

府民の森の管理運営と公社全体の収支改善に寄与する観点から、自主製作商品の販売拡大や新規収益事業の開発に努める。また大阪府立金剛登山道駐車場管理運営事業については、府民の森ちはや園地との一体的管理運営を行うことにより、効率的な運営に努める。

(1) 府民の森直営事業

本年度も引き続き、多彩なイベントや自然素材を活用した手作り物品、また「金剛山の野草Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」などの冊子、飲食物などの販売、収益イベント等の実施により、利用者へのサービス提供と収益の確保を図る。

(2) 大阪府立金剛登山道駐車場管理運営事業

駐車場の管理運営に当たっては、精算機を更新することにより、入場時のトラブルの解消を図る。また、利用者のニーズに応じて駐車場の開場時間を「7:00～19:00」から「6:00～21:00」に拡大する。

III 環境分野



1 地球温暖化防止活動推進支援事業（実施事業等会計3）

脱炭素社会の実現に向けて、国においては、昨年新たに官民連携による「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」を立ち上げ、脱炭素に向けた国民の行動変容、ライフスタイル転換のムーブメントを起こすべく、国、自治体、企業、団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押しすることとしている。また、大阪府においても、令和5年4月から気候変動対策条例に基づき、中小事業者にも自律的な気候変動対策の取組みを促すため、対策計画書を提出することができる制度の運用を開始する。

大阪府地球温暖化防止活動推進センター（以下「大阪センター」という。）として、これらの動きと連携して地球温暖化防止の取組みをより一層促進するため、環境省や大阪府、市町村の委託事業の獲得や補助事業への参入に努め、大阪府や市町村は元より、経済団体、NPO、大学・専門学校生、大阪府地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）等と連携を強化して、あらゆる主体の意識改革と行動喚起すると共に、事業者における脱炭素化に向けた取組み促進し、CO₂の排出の少ないエネルギー利用への転換を図る。

これらの取組みにより、地球温暖化対策等の啓発人数5100人以上、活動を支援する推進員155人以上を目標とする。

(1) 府民向け地球温暖化対策の普及啓発の推進

大阪府が委嘱した推進員、環境NPO、市町村などと連携し、セミナーの開催や環境イベント

へのブース出展などを通じて、府民向けの地球温暖化対策の普及啓発を行う。また、学校での出前授業や市町村等が実施するイベントに大阪センター職員や推進員を派遣することなどにより、地域での地球温暖化防止活動を支援し、行動を促進する。

また、府民向けの普及啓発広報誌「えこっと OSAKA」を年 3 回発行する。

(2) 脱炭素化に向けた新たな取組み

大阪府が計画している事業に積極的に参画し、府民や事業者の行動変容につなげる。

① 脱炭素化に向けた消費行動促進事業

昨年度に作成した大阪版カーボンフットプリント算定手法を活用し、大阪産(もん)など農水産物へのラベル表示等による普及啓発を本年度から本格実施すると共に、消費者への周知機会を拡大するため、農水産物を用いた料理や加工品への展開、及び更なる啓発を図る。

② 地球温暖化防止活動推進員機能強化事業

推進員の人材確保と育成のため、脱炭素へのライフスタイル変革に寄与する活動を行う事業者等(家電・金融商品・衣食等)に対して、温暖化対策の研修を行い、事業者内における専門人材を育成する。

③ 脱炭素経営宣言促進事業

気候変動対策条例により、新たに施行される温室効果ガス削減に係る対策計画書の任意届出制度を活用し、事業者の脱炭素経営を促進することが有用である。このため、商工会議所や地域の金融機関等と連携して、脱炭素経営を宣言する事業者の登録を行うと共に、宣言をした事業者に対して、補助金や ESG 金融等の各種支援メニューの情報提供等を行う。

④ 環境学習における省エネ行動等行動変容促進ツール開発事業

学校や家庭での省エネ等の行動変容の促進を図るため、学校教員のニーズも踏まえ、学校だけでなく、家庭でも活用できる電子版学習ツールを作成する。

(3) 市町村と連携した地球温暖化対策等の普及促進

市町村と連携して家庭の省エネ相談を推進すると共に、小学校や幼稚園等に対する環境教育や、住民を対象とした地球温暖化対策等の普及啓発事業に積極的に参画する。

(4) 事業者向けの CO₂排出削減対策

大阪府域で脱炭素化の中核を担う商工会議所、商工会、金融機関等の経済団体との連携を強化し、中小企業者対象の脱炭素支援セミナーの開催や、エネルギー使用量が一定規模未満の事業者に対し、対策計画書作成の支援を行う。また、環境省や大阪府の事業を活用して、省エネ診断を行う事業者から、診断の受託に努める。

2 環境調査・相談事業(その他会計1)

国や府、市町村、民間事業者等が実施する環境保全に係る事業等の情報を収集すると共に、積極的に参画を図る。

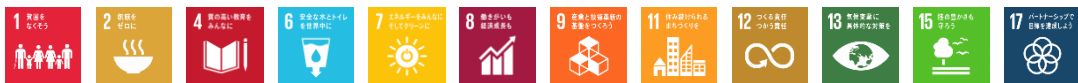
(1) コベネフィット型環境対策技術等の国際展開に係るベトナムとの二国間協力事業

昨年度の廃棄物焼却施設での調査に続き、今年度は、別の種類の施設を選定し、コベネフィット実証を行うと共に実証効果の確認を行う。また、昨年度に作成したコベネフィット診断・実施マニュアルを増補改訂し、現地で人材育成研修を行う。さらに、ベトナム企業のうち、二国間クレジット制度(JCM)を活用可能な企業を選定し、課題を解決するための調査を行う。

(2) 生活騒音に係るリスクコミュニケーション促進事業

生活騒音に関する実態把握を行い、一般府民向けと専門家（不動産関係者、弁護士、調停関係者など）向けに騒音の基礎的事項と生活騒音問題への対応方法を示すマニュアル等、リスクコミュニケーションを支援するツールを作成する。

IV 林政分野



1 森林整備・木材利用促進支援事業(その他会計3)

令和元年度から、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき森林環境譲与税が全国の自治体に譲与されている。また、「森林経営管理法」が施行され、新たな森林経営管理制度も運用されている。

森林環境譲与税は、その用途が、間伐などの森林整備や木材の利用促進、担い手の育成や普及啓発等に活用することに限られており、各市町村で計画的に取組みを進めていくことが求められている。

制度が始まって4年が経過し、府内大半の市町村において、森林環境譲与税を活用した事業に取り組まれている。

また、令和5年4月から新たにスタートする CO₂認証制度を積極的に運用するため、各市町村における譲与税を活用した取組みのより一層の推進・拡充を促す。また、本認証制度の普及・PRを通じて、森林を有する市町村と森林が少なく、木材利用に限定される市町村の事業連携等の取組みを促すなど、森林整備及び木材利用の両面から、その一層の促進に向けて、これまで以上の積極的なサポートに取り組む。

(1) 市町村支援事業

① 市町村への助言

府内全ての市町村を巡回訪問して、森林環境譲与税による事業計画の作成や実施手法等の相談に応じ、必要な情報の提供や技術的な助言等を行う。

また、大阪府と連携し、市町村職員を対象とした会議を開催し、国及び大阪府の動向や他府県の取組状況、事業実施の留意事項等について、情報提供や意見交換を行う。

② 技術研修会の開催

市町村職員を対象として、森林整備や木材利用、普及啓発等の取組みに関する技術研修会を、4回以上開催する。

年度当初の初任者向け研修の開催や森林組合連合会及び大阪府建築士会との共催による設計担当者向けの木材利用勉強会の開催など、市町村ニーズに応じたきめ細やかな内容に拡充し、より効果の高い研修の実施を目指す。

③ 事業実績の広報

森林環境譲与税を活用した森林整備・木材利用の取組実績について、会社のホームページや事業 PR パンフレットで紹介するなど広く府民に発信する。

(2) 木材利用促進支援事業

府内市町村において大阪府産材を使った木材利用の事業数14事業の実施を目標として支援を行う。

① アドバイザーの派遣

市町村が公共施設の木造化や木質化、木製品の整備、木育をテーマとした体験学習等の木材利用事業の取組みを行うにあたり、相談内容に応じて、知識と経験を有するアドバイザーを派遣(年間30人日程度)し、技術的な指導や助言を行う。

② 木材・木製品情報の収集・提供

国産木製品を製造販売する民間事業者から製品情報や使用事例等を収集し、必要に応じて市町村に提供すると共に、民間事業者へ森林環境譲与税の制度の周知や大阪府産材利用等を働きかけていく。

府内産木材を活用した製品等を取りまとめ、譲与税や、CO₂認証制度の活用を検討する市町村、民間事業者に向けて積極的に情報提供を行う。

(3) 森林整備支援事業

府内の森林を有する市町村(33市町村)のうち、森林環境譲与税により新たに計画的な森林整備に着手する市町村数5市町村を目標として支援を行う。

① 森林整備関係情報の収集・提供

市町村による森林整備事業の取組みの参考とするため、森林経営管理制度に関する国の動きや府内外での取組実績等について、市町村の森林状況や事業進捗を踏まえながら情報提供を行う。

② 森林整備計画作成等支援

市町村が森林所有者への意向調査や森林整備計画の作成等を行うにあたり、大阪府や大阪府環境農林水産総合研究所と連携し、森林の基礎データの提供や整備手法の検討・提案等、技術的な助言を行う。

(4) CO₂吸収量・固定量認証事業

運用が開始される認証制度について、審査・認証及び制度の周知等の業務を行うことにより、府内の民間事業者が森林整備や木材利用に取り組めるよう、積極的に支援を行う。